

第四十六回国会
衆議院
文教委員会
議録
第三十四号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事長谷川 峻君

理事落合 寛茂君 理事二宮 武夫君

理事三木 喜夫君 理事山中 吾郎君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 原田 憲君

松田竹千代君 松山千恵子君

川崎 寛治君 長谷川正三君

前田榮之助君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 浦生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等)

教育部長 堀田 行雄君

文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長)

委員外の出席者

参議院 北畠 教真君

文教委員長代理 豊瀬 禎一君

参議院 田中 彰君

文教委員長代理 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

参議院 田中 彰君

六月十八日

幼稚園教員の確保に関する請願(大坪保雄君紹介)(第四三五〇号)

私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(大坪保雄君紹介)(第四三五〇号)

学校図書館法の一部改正に関する請願(上村千一郎君紹介)(第四三八七号)

磐梯山ろくに青年の家設置に関する請願(亀岡高夫君紹介)(第四四一四号)

国立大学夜間部教育の確立に関する請願(日井莊一君紹介)(第四四三三三号)

私立大学の助成振興等に関する請願(坂田道太君紹介)(第四五〇六号)

同(河上丈太郎君紹介)(第四五〇七号)

同(清瀬一郎君紹介)(第四五五〇号)

同(西尾末廣君紹介)(第四五五一号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

同(原田憲君紹介)(第四五九四号)

七月

同(加藤進君紹介)(第四七三九号)

同(川上貫一君紹介)(第四七四〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一四号)

六月二十日

教育施設等整備費国庫負担金の増額に関する陳情書(中国四国九県議会議長代表愛媛県議會議長渡部高太郎)(第七七一七号)

大学進学者の増進対策に関する陳情書(中国四国九県議會議長代表愛媛県議會議長渡部高太郎)(第七七一七号)

本委員会に参考送付された。

本日開議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

閉会中審査に関する件

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)(参議院送付)

女子教育職員の出席に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一六六号)

一 学童の栄養改善に関する請願(小沢辰男君紹介)(第二二二二号)

二 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

三 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

四 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

五 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

六 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

七 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

八 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

九 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一〇 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一一 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一二 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一三 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一四 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一五 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一六 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一七 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一八 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

一九 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二〇 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二一 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二二 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二三 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二四 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二五 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二六 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二七 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二八 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

二九 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

三〇 同(坂田道太君紹介)(第二二二二二号)

号

五 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

六 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

七 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

八 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

九 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一〇 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一一 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一二 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一三 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一四 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一五 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一六 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一七 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一八 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一九 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二〇 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二一 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二二 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二三 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二四 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二五 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二六 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二七 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二八 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

二九 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三〇 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三一 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三二 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三三 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三四 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三五 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三六 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三七 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三八 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

三九 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

四〇 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

四一 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

四二 同(坂井茂尚君紹介)(第二三〇〇号)

一九	小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一九一号)	三六	願(原茂君紹介)(第三一八号) 同(松平忠久君紹介)(第三一九号)	五〇	施設整備に関する請願(池田清志君紹介)(第七一八号) 学校図書館法の一部改正に関する請願(植木康子郎君紹介)(第八一六号)	六八	(第九〇六号) 同外一件(山中吾郎君紹介)(第九〇七号)	八四	(第二二九八号) 学校図書館法の一部改正に関する請願(坂村吉正君紹介)(第一四〇六号)
二〇	同(唐澤俊樹君紹介)(第二六三三号)	三七	同(下平正一君紹介)(第三六九号)	五一	同(小川半次君紹介)(第八一七号)	六九	同(柳田秀一君紹介)(第九五九号)	八五	同(田川誠一君紹介)(第一四六六号)
二一	同(羽田武嗣郎君紹介)(第二六四四号)	三八	義務教育費の財源確保に関する請願(原茂君紹介)(第三二〇号)	五二	同外一件(坂井茂尚君紹介)(第八一八号)	七〇	同(濱地文平君紹介)(第一〇〇七号)	八六	高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一四五六号)
二二	義務教育費の財源確保に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一九二二号)	三九	同(松平忠久君紹介)(第三二一号)	五三	同(重盛寿治君紹介)(第八一九号)	七一	高等学校の教職員定数増員等に関する請願(沢田政治君紹介)(第九〇八号)	八七	同(安宅常彦君紹介)(第一四五七号)
二三	同(唐澤俊樹君紹介)(第二六五五号)	四〇	同(下平正一君紹介)(第三七〇号)	五四	同(武市恭信君紹介)(第八二〇号)	七二	同(田原春次君紹介)(第九〇九号)	八八	同外二十七件(片島港君紹介)(第一四七八号)
二四	同(羽田武嗣郎君紹介)(第二六六六号)	四一	高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第三三五五号)	五五	同(中島茂喜君紹介)(第八二一号)	七三	同(加賀田進君紹介)(第九五九号)	八九	同外一件(田口誠治君紹介)(第一四五八号)
二五	出水市の小学校施設整備に関する請願(池田清志君紹介)(第二三三二号)	四二	国立北見工業短期大学の四年制工業大学昇格に関する請願(齋原正一君紹介)(第三四九号)	五六	同(濱田幸雄君紹介)(第八二二号)	七四	同(森本靖君紹介)(第九五七号)	九〇	同(華山親義君紹介)(第一四六〇号)
二六	学校栄養士設置に関する請願外二件(日井莊一君紹介)(第二八九号)	四三	スポーツ振興に関する請願外四件(藤田高敏君紹介)(第三五一号)	五七	同(藤本孝雄君紹介)(第八二三号)	七五	同(柳田秀一君紹介)(第九五八号)	九一	同外三件(松井政吉君紹介)(第一四六一号)
二七	同(原茂君紹介)(第三〇〇号)	四四	学童の栄養改善に関する請願外一件(倉石忠雄君紹介)(第三五二九号)	五八	同(上村千一郎君紹介)(第八四四号)	七六	同(松本七郎君紹介)(第九八七号)	九二	同(山本幸一君紹介)(第一四六二号)
二八	同(日井莊一君紹介)(第三三六号)	四五	鹿兒島大学工学部に化学工学科増設に関する請願(池田清志君紹介)(第六一二二号)	五九	同(櫻内義雄君紹介)(第八四六号)	七七	同(永末英一君紹介)(第一〇〇六号)	九三	同(有馬輝武君紹介)(第一四九七号)
二九	同外二件(唐澤俊樹君紹介)(第三三七号)	四六	学校栄養士設置に関する請願(小沢辰男君紹介)(第六六五号)	六〇	同(椎名悦三郎君紹介)(第八四七号)	七八	同(中井徳次郎君紹介)(第一〇〇六六号)	九四	同(川崎寛治君紹介)(第一四九八号)
三〇	同外一件(千葉三郎君紹介)(第三三八号)	四七	神社法制定に関する調査研究の請願外四十二件(野田卯一君紹介)(第七一三三号)	六一	同(森下元晴君紹介)(第八四八号)	七九	同(多賀谷眞稔君紹介)(第一〇〇五五号)	九五	同(佐々木更三君紹介)(第一四九九号)
三一	同(辻原弘市君紹介)(第四五一号)	四八	鹿兒島大学農学部にてん粉製造工学等の講座増設に関する請願(池田清志君紹介)(第七一七号)	六二	同(三池信君紹介)(第八七五号)	八〇	小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第九九五号)	九六	同(野口忠夫君紹介)(第一五〇〇号)
三二	同(田中龍夫君紹介)(第四七二二号)	四九	鹿兒島大学農学部獣医学科の施設整備に関する請願(池田清志君紹介)(第七一八号)	六三	同(門司亮君紹介)(第八九三三号)	八一	福岡学芸大学付属小倉小学校校舎改築に関する請願(蔵内修治君紹介)(第一〇二八号)	九七	同(松本七郎君紹介)(第一五〇一号)
三三	日本学校安全会の国庫補助増額に関する請願(井原岸高君紹介)(第二九四号)	五〇	同(鹿兒島大学農学部にてん粉製造工学等の講座増設に関する請願(池田清志君紹介)(第七一七号)	六四	学童の栄養改善に関する請願(栗山秀君紹介)(第八七六号)	八二	小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願(井出太郎君紹介)(第一二九七号)	九八	同(村山喜一君紹介)(第一五〇二二号)
三四	同(藤田高敏君紹介)(第三五二二号)	六一	同(熊谷義雄君紹介)(第九〇五号)	六五	学校図書館法の一部改正に関する請願(秋山徳雄君紹介)(第九〇四号)	八三	義務教育費の財源確保に関する請願(井出太郎君紹介)(第一二九七号)	九九	同(河野密君紹介)(第一五三〇号)
三五	小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願	六六	同(熊谷義雄君紹介)(第九〇五号)	六七	同外二件(床次徳二君紹介)	一〇〇	同(永末英一君紹介)(第一五三一号)	一〇一	同(伊藤卯四郎君紹介)(第一

五三二二	同外一件(稻富稜人君紹介)	一一八	同(鈴木茂三郎君紹介)(第一八六一号)	一三一	磐梯山ろくに青年の家設置に関する請願(八田眞義君紹介)(第三二〇一號)	一四五	(第三六一二號) 芸術大学の教育内容改善に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一三號)	一六一	第二十回国体冬季スケート競技会を藝科に誘致に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三六八一号)
一〇二	高等学校の教職員定数増員等に関する請願(河野正君紹介)(第一四六三號)	一一九	同外一件(山花秀雄君紹介)(第一八六二號)	一三二	高等学校生徒急増に伴う施設整備財源確保に関する請願(湊徹郎君紹介)(第三二四二號)	一四六	日本学校安全会法の一部改正に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四一號)	一六二	同(倉石忠雄君紹介)(第三六八二號)
一〇三	学校警備員制度確立に関する請願(前田榮之助君紹介)(第一四六四號)	一二〇	同(河野正君紹介)(第一八六三號)	一三三	各種学校教育振興に関する請願(壽原正一君紹介)(第三二六四號)	一四七	同(田中六助君紹介)(第三六四二號)	一六三	同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六八三號)
一〇四	高等学校の施設整備及び全員入学等に関する請願(松井政吉君紹介)(第一四六五號)	一二一	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願(栗山礼行君紹介)(第一六〇三號)	一三四	同(壽原正一君紹介)(第三二六四號)	一四八	同(内藤隆君紹介)(第三六四三號)	一六四	日本学校安全会法の一部改正に関する請願(白井莊一君紹介)(第三七三八號)
一〇五	高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(山口文太郎君紹介)(第一九六四號)	一二二	高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(山口文太郎君紹介)(第一九六四號)	一三五	同(壽原正一君紹介)(第三二六四號)	一四九	同(二宮武夫君紹介)(第三六四四號)	一六五	同(原田憲君紹介)(第三七三九號)
一〇六	学校栄養士設置に関する請願外一件(江崎眞澄君紹介)(第一五三四號)	一二三	学校図書館法の一部改正に関する請願(三木喜夫君紹介)(第一九八五號)	一三六	私立学校振興会法の一部改正に関する請願(壽原正一君紹介)(第三二六五號)	一五〇	幼稚園教員の確保に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四五號)	一六六	同(松山千恵子君紹介)(第三七四〇號)
一〇七	同(江崎眞澄君紹介)(第一五五五號)	一二四	高等学校全員入学等に関する請願(和田博雄君紹介)(第二〇四〇號)	一三七	同(壽原正一君紹介)(第三二六六號)	一五一	同(二宮武夫君紹介)(第三六四六號)	一六七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七四七號)
一〇八	高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願外四件(金丸徳重君紹介)(第一五六六號)	一二五	時の尊重運動実施に関する請願(木村武千代君紹介)(第二〇五五號)	一三八	同(壽原正一君紹介)(第三二六六號)	一五二	同(田中六助君紹介)(第三六四七號)	一六八	同(藤本孝雄君紹介)(第三七五五號)
一〇九	同(多賀谷眞穂君紹介)(第一五六七號)	一二六	高等学校全員入学等に関する請願(植兼次郎君紹介)(第二四九六號)	一三九	学校栄養士設置に関する請願(田中織之進君紹介)(第三五六〇號)	一五三	同(内藤隆君紹介)(第三六四八號)	一六九	同(藤山愛一郎君紹介)(第三七七六號)
一一〇	同外二件(中村高一君紹介)(第一五六八號)	一二七	私立中学校及び高等学校経営助成に関する請願(亀山孝一君紹介)(第二二七八號)	一四〇	私立学校振興会法の一部改正に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第三五七三號)	一五四	私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四九號)	一七〇	同(増田甲子七君紹介)(第三七七七號)
一一一	同外二件(秋山徳雄君紹介)(第一五九一號)	一二八	各種学校教育振興に関する請願(野田卯一君紹介)(第二九九〇號)	一四一	国立夜間工業短期大学教育の拡充強化に関する請願(白井莊一君紹介)(第三六〇九號)	一五五	同(田中六助君紹介)(第三六五〇號)	一七一	同(田中伊三次君紹介)(第三八五二號)
一一二	同外一件(神近市子君紹介)(第一六一九號)	一二九	私立学校振興会法の一部改正に関する請願(野田卯一君紹介)(第二九九一號)	一四二	私立学校助成に関する請願(山下榮二君紹介)(第三六一〇號)	一五六	同(内藤隆君紹介)(第三六五一號)	一七二	同(田中龍夫君紹介)(第三八五三號)
一一三	同外十二件(只松祐治君紹介)(第一六二〇號)	一三〇	大口市の農村モデル図書館設立費国庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九二號)	一四三	文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一一號)	一五七	同(二宮武夫君紹介)(第三六五二號)	一七三	同(地崎宇三郎君紹介)(第三八五四號)
一一四	同(和田博雄君紹介)(第一六二一號)	一三一		一四四	日本芸術院の再検討に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一二號)	一五八	同(倉石忠雄君紹介)(第三六五三號)	一七四	同(久野忠治君紹介)(第三八九四六號)
一一五	同外二件(山崎始男君紹介)(第一七二八號)	一三二				一五九	同(倉石忠雄君紹介)(第三六五四號)	一七五	同(田川誠一君紹介)(第三九四七號)
一一六	同外十七件(只松祐治君紹介)(第一七四八號)	一三三				一六〇	同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六七五七號)	一七六	同(三田村武夫君紹介)(第三九四八號)
一一七	同(玉置一徳君紹介)(第一七九〇號)	一三四						一七七	同(古井喜實君紹介)(第三九八〇號)
		一三五						一七八	同(三木武夫君紹介)(第三九八七號)

- 二六二 同外一件(横山利秋君紹介) (第四七五七号)
二六三 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願外三件(加藤進君紹介) (第四六七四号)
二六四 同外二件(川上貫一君紹介) (第四六七五号)
二六五 同外二件(谷口善太郎君紹介) (第四六七六号)
二六六 同外二件(林百郎君紹介) (第四六七七号)
二六七 同(加藤進君紹介) (第四七三九号)
二六八 同(川上貫一君紹介) (第四七四〇号)
二六九 同(谷口善太郎君紹介) (第四七四二号)
二七〇 同外一件(林百郎君紹介) (第四七四二号)
二七一 私立大学の助成振興等に関する請願(川島正次郎君紹介) (第四八四〇号)
二七二 義務教育課程におけるかたかな、ひらがなの併用等に関する請願(床次徳二君紹介) (第四八四二号)
二七三 ローマ字つづりを標準式に統一に関する請願(原彪君紹介) (第四八四二号)
二七四 高等学校全員入学等に関する請願(林百郎君紹介) (第四八四三三号)
二七五 大学院の研究条件改善に関する請願(谷口善太郎君紹介) (第四八八三三号)
二七六 高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願(林百郎君紹介) (第四八八四号)

二七七 人間形成の根本理念に関する請願(粟山秀君紹介) (第四九二四号)
二七八 国立工業教員養成所卒業生に対する研修制度創設に関する請願(上村千一郎君紹介) (第四九六二二号)
二七九 同外十八件(久野忠治君紹介) (第四九六三三号)
二八〇 同外三件(山中吾郎君紹介) (第四九六四四号)
二八一 同(實川清之君紹介) (第四九六五五号)
二八二 青少年の健全育成に関する請願外十四件(床次徳二君紹介) (第四九六六六号)
二八三 毛筆書写の必修に関する請願外一件(横山利秋君紹介) (第四九九九号)

○久野委員長 これより会議を開きます。
この際おはかりいたします。理事落合寛茂君から理事辞任の申し出があります。これを許可し、その補欠選任につきましては、先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。
それでは、三木喜夫君を理事に指名いたします。

質疑の通告がありますのでこれを許します。山中吾郎君。
○山中(吾)委員 教職員免許法について質問をいたします。今度の法案の要点は、現実に技能にすぐれた者を教壇に立てる実質的必要からその道を開くという趣旨のように受け取っておるわけですが、現在の免許制度の質を下げないという要請と、現実の需要というものを満たすという二つの要請が、私の法案を審議するとき一番大事な点だと考えております。そこでこの特定技能を有する者に免許を与えるというところ、現行免許制度の質を下げないということについて、この法律を出されるにどういう配慮をされておるか、これを局長のほうからお聞きしておきたい。

○小林(行)政府委員 現行の免許制度は御承知のように教職員免許法にその基準があるわけでございまして、大学の課程においてその教員の養成をするということにいたしておるわけでございまして。この現行の免許制度の基を今回の一部改正によって動かすものではございません。ただ、お話しをいたしましたように、高等学校の特殊性から、技能に関する特殊の分野について、この、大学で教員を養成するといふことでは現実に行ない得ませんので、特にそういう特殊の分野に関する、特殊の分野を担当する教員については検定制度を開こうということでございます。きわめて狭い範囲の技能に関する特殊の分野に限定しておるのでございまして。したがって在来の教員の養成を大学で行なうというたてまえをくずしておるわけではございませんので、このことによって従来の教員免許の水準を下げることはならぬと思っております。

○山中(吾)委員 技能に関する今度の新しい免許を、特別免許にしないで現在の普通免許として道を開いておる。ところが特定の技能に関する免許は、実際は現在短大等学歴を前提として普通免許状を渡しておるけれども、中学卒業あるいは高等学校卒業だけで特別の技能を持っておる者に免許を与えるのであるから、普通免許の中にそれを取り入れれば自然に質が低下するといふしくみになると思うのですが、それはいかがですか。
○小林(行)政府委員 今回の検定合格者に対して授与する免許状を普通免許状にしておるわけでございしますが、これは特に、たとえば従来の普通免許状なり臨時免許状以外に新しく技能に関する免許状の種類を設けるといふようなことになりまして、従来から免許状制度につきましては簡素化、単純化ということが社会の要望でございまして、特に新たにそういった技能に関する免許の種類をこしらえるというふうなことになると思います。いたずらに複雑化してやることにはせぬかといううことをおそれるわけでございまして。ただ、普通免許状でございすけれども、その教科は先ほど来お答え申しておりますように、特定の分野に限定されたものでございまして、普通免許状でございすけれども、これが他の免許状に対して影響を与えて水準を下げるということにはならぬと思っております。

○山中(吾)委員 いや、ぼくはなると思うのでお聞きしておるのですが、普通免許制というものは学歴を短大以上、これを二級、四年制一級といふかっこうですね。今度の技能に関するものにはそういう学歴を持たない者に道を開くんだから、普通免許制に持っていくわけ下がるんじゃないですか。あるいは普通免許以外に特別技能免許とか、名前はどうでもいいが、独自性を持った二元的免許制をつくらば、一方の程度を下げないで、そうして一方は現実的需要にこたえるといふことができる。複雑化を防ぐために質を下げるような行き方がこの法案の中にあるように思うので、普通免許制の中に繰り入れれば私は下がると思う、局長は下がらないと言う、その下がらない理由がわからない。

○小林(行)政府委員 この今回の検定に基づいて授与する普通免許状は、特定の技能の範囲に限定されたきわめて狭いものでございまして、もちろん従来のように普通免許状が、基礎資格といたしまして短大なりあるいは大学卒業といふことを前提にしておりますが、その点には触れておりませんけれども、技能の程度に着目して普通免許状を授与するわけでございまして、きわめて限られたものでございまして、で、全体的な普通免許状の水準を下げることにはならぬと思ひます。技能の教科によりまして、たとえば剣道なりあるいは柔道といったことを明示して授与するわけでございまして、それ以外のものに影響を及ぼすということにはならぬと思ひます。

○山中(吾)委員 それは少なくとも提案理由の中に、商業技術の關係も出ておりますし、またこの現実の法律がでけると、われわれからも要望があるわけですから。たとえば新たに高等学校の先

生に潜水技術を特に中心として教え、あの付近の海底開発のために、単に沈没した船を引き揚げるといふ原始的なものでなくて、養殖関係に活用するといふので、潜水学校と通称してある定時制を高等学校に置いておる。その地域の開発に非常に役に立っているわけだ。ところが潜水技術を持っておる人は小学校しか出ておらず、人格もろくばであるが、免状はやれない、そういうときにこそ私はその人に免状を与えて、長くおればいよいよ恩給もつくようにしてやらなければならぬ。だから実際の需要は認め、この法案はその意味において賛成なんだ。

しかし普通免許に全部繰り入れてしまふと、だんだんといろいろ現実需要がふえるので、私は多くなると思ふんです。だから普通免許でなくして特別の免許にして、そうしてその人は特別の技能を持っておるのだから、普通免許の人よりもある意味においてはすぐれているのだ、ある場合においてはそうでないといふことは自由に社会の判断にまかせ特別免許制をとるならば筋が通つていいじゃないか。同時に、一つの学校の教室の中において、ある特定の技術を持つておるが、教養その他についてはどうしてもやはり論議をする差が出るというときに、同じ免許制で中に入つて、しかも特殊技能の場合については、給与を多くやらなければ入つてこない人がある。大家があるわけだ。そういうような矛盾の中に、教育現場の中では非常に混乱、心理的な矛盾を与えたりするので、普通免許に対する特別の免許制を置いたほうがいいんじゃないか。そうすると質の底下も防げるし、現実の需要にもこたえ

られると思ふのですが、この法案はそれでいい。その点はどうも私はわからぬ。低下しないといふのは、量が少ないから低下しないといふ局長の論理は合わないと思ふのですが、いままでの法律をつくる審議の過程において、その辺の論議は見きわめてないのじゃないかと私は思ふのでお聞きしておるわけだ。将来そういうものを検討される余地を残しておられるかどうか、これは大臣にお聞きします。

○瀬尾國務大臣 この問題についての山中委員の御趣旨は、私は了解できると思ふのであります。ただ、政府側としては、先ほど局長も申しましたように、免許状の種類をいろいろつくるといふことは、この際どうであらうかというところから、普通免許状の中に包括することにいたしましたのでございます。私は、この問題は、政府側の答弁の趣旨は、普通免許状として扱ひましても、実際問題として考えます場合に、きわめて限られた特定の技能を取り扱ふ教師ということでありまして、現実的には他の普通免許状を受けている普通の教員の諸君たちの間に、これによつて低下するとか低下しないとかいふ問題は起こらない、かように考へて、主として実質的な立場から申し上げておることに聞いておるものであります。山中さんのおっしゃるように、もし普通免許状の中に、たとえば短期大学なら短期大学というやうな学歴を基礎にしての免許状がある場合に、その学歴のない人たちに對して普通免許状を与えるといふことになれば、それだけ低下することになりはしないか、これもわかるやうな気がするものであります。しかしこれは私ども

のほうでは、実質的に考へて、事柄として他に影響を及ぼすやうな性質のものじゃない、こゝういふやうな立場からのお答えを申し上げておるわけでございます。もし形式的に申すならば、短大以上という学歴をいままで要求しておつた。しかし今度は短大にいかなくとも免許状が出せるということになれば低下するのじゃないか、こゝうおっしゃればあるいはそういうことも言えるかと私は思ふのであります。問題をひとつ実質的に考へ願つて、御了解をいただきましたと思ふのでございませう。

なほ、将来どうするかというふうなことでございませうが、お話のように、あるいはいろいろまた社会の需要というものも出てまいりましよう。そういうふうな場合に、この体制をこのまゝ維持することがいいか悪いかというやうな議論も、あるいは起こつてくると思ふのでございませう。将来のことでございます。いま直ちにどうするかするといふことは申し上げかねますけれども、やはり事情によつては考へてまいりたいと思つております。

○山中(吾)委員 複雑であるかいなかということになる、いまの普通免許状に一般、二級なんという差別、人間にこんな差別をするやうなそんな複雑なものをつくつて、一般の先生、二級の先生という区別、そういうものこそ単純化すべきです。ところがネコもしゃくしも同じ普通免許の中にほうり込むのが単純でいいのだという議論は、私は納得できないのです。だから少なくともこの免許制度というものは一応検討しなければならぬ問題があるのじゃないか。そういう政府の大体の方針を聞いておかないと、むしろこ

ういふ法案の中に矛盾が積み重なつてきているのじゃないかと思ふのでお聞きしておるわけだ。

○小林(行)政府委員 現在の普通免許状は、御指摘の通りでございます。一般、二級普通免許状、二級普通免許状といふことになつておりますが、これは大体大学で勉強する修業年限等に着目をして、一般免許、二級免許といふやうなスクーリングに基づく分け方をしておるのでございまして、これが現在では一つの免許法の大きな原則になつておりますけれども、ただいま御指摘の通り、二級の分け方は、必ずしも合理的でないといふやうな意見も確かにございませう。しかしこれは現在の免許制度の一つの原則でございまして、免許制度全般の改正の問題として、将来文部省としても検討をすべきものと思つております。

○山中(吾)委員 検討する、それならわかりますが、現在の免許制度といふものは、教員の知識だけの証明だと私は思ふのです。人格、識見あるいは教授技術といふものは、あの免許制度の中には入っていない。知的な力といふものの証明だと思ふ。したがつて子供に向つた場合、短大卒業から、大学卒業からと言つて品評を定めるやうなことは非常によくないと思ふので、これは検討すべきだと思ひます。今度の技能に関する免許の場合は一級、二級を取つてある。そして一般の場合については一級二級があつて、今度は普通免許を付与する。技能につ

ては一級二級がない、それにもまた矛盾があるので、速急に私は検討すべきだと思ひますが、それはよろしいですね。

それからこゝういふ免許制度の中で検定をされることになつておりますね。技能に関するだけの検定制度をつくれれば、大学にいけない通信教育その他で勉強して、国語でも数学でも何でも昔のやうに検定で資格をとりたい、そういうものもやはり同じやうに考えなければならぬと思ふ。検定といふのを技能関係だけ認めて、その他は認めないといふ矛盾もあるやうですが、その辺はどうお考えですか。

○小林(行)政府委員 戦前の教員免許法によりますと、学校を卒業しない者につきましても全科にわたつて検定による免許制度があつたわけでございます。ただ戦後これは全部廃止をされました。教員の免許状は基礎資格として学校を出ていなければならぬといふことになつたわけでありまして、しかしこれにつきましてもやはりいろいろ意見がございまして、そういう道を開くことがよろしいのだという意見もあるわけでございますので、いま直ちに山中委員の御指摘のやうな検定制度を早急に開くといふことは考へておりませんけれども、将来の問題としてはいろいろ社会にありますが十分に検討して、この免許制度の改善をはかつていきたい。いまこゝでそれを全部開くとか開かぬとかいふ決定的な線は持つておりませんけれども、十分検討いたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 それから戦後つくつた文教関係の法律で、一番わかりにくいのは免許法です。幾ら読んでみてもわ

かりません。戦後つくつた文教関係の法律で、一番わかりにくいのは免許法です。幾ら読んでみてもわ

らない。それは税法もわかりませんが、とにかくわからない。わからない法律をつくって、解釈本を出して売るためにむずかしくしたのではないかと思うほどむずかしいので、もう少しわかりやすく、法全体の改正と同時に、読んでわかるように改正をすることを要望したいと思うのです。非常にわかりにくい、大臣就かれてもわからぬと思う。わからぬからかえて都合いいかもしれないですが、あれは改正してもらいたいと思う。

次に、この法律の中に特殊学校の経験年数を差別をしないで、小中学校と同じにしておる。この点については全面的に、臨免から二級になる、二級から一級になる、あらゆることについて差別しないことになっておるかどうかが、それだけをお聞きしたい。

○小林(行)府委員 御指摘のございましたように、すべての免許状にわたって、おのの学校種別について、全部従来の制限を廃止したわけでございます。

○山中(吾)委員 大体わかりましたが、子供に向かって技能免許を持って今度立つとすれば、たとえば柔道八段という大家もおり、そして、社会的評価というの非常にすぐれたものが出てくるわけです。そして、さまざまなものがある。おそらくそういう人には特別に給与を高くしなければいけないのではないかと。一方は、いわゆる早稲田とかあるいはそのほかの大学を出て、そして国語の先生をしておられるけれども、学生時代に柔道の選手をして、六段、七段という者もある。国語を正規に教えておられるが、柔道は六、七段である。しかし、柔道の

先生はしていない。そこで、一方は柔道だけできる者が先生をして給与が高い。なんだ、あいつは柔道だけやって、おれより給与が高いじゃないか、免許は普通じゃないか、われわれの学問を軽視するのかわり現場感から、この矛盾が出ることをこの法案施行について私は非常に疑問を持つわけでございます。そこで、区別をしないさいと私は言う。区別は低いということにはならないのです。特にいろいろの人がおるといふ各種学校のような、ピンからキリまで——ピンはあれですが、そういうような特殊性をやはり考えたほうが、現場感覚から言えはつきりした職場ができるのではないかと。ところが、文部省の行政感覚では、普通免許に対して特別の免許をすれば、複合するというのが、これは行政感覚で、免許制度は現場感覚でいかなければならない。そうでないと、こういう矛盾が出てくるわけです。昔、戦前の例を言いますと、実は体育関係の先生が少くないわけです。それは文部省が怠慢で、国立体育大学などをつくらないで、体育は必修科目にしておいても、教員養成については責任を持っていないから、大学で体育の先生になるコースをつくらないでいるわけでありまして、全国的に非常にそういう教員が払底しておるわけです。音楽とか、体育とか、技能関係では、したがって、現実にはこの法律がでけると、採用するときに人が少ないから希少価値ができて給与を多くしなければいけないですよ。そうすると、一般学問を一生懸命にしたという者よりも高く入ってきて、自分の道楽、趣味と一致した授業をしておる人は教材の研究もする必

要がない。ところが、同じ免許で給与が高くていばついているというふうなことが出てくると私は思うのです。そこで、検討をされる必要がある。そういう意味において、われわれはこの法案に賛成できない。将来改善をされることを要望して、国会の中へ批判を残しておかないと、これで一番いいのだと文部省に思われては教育上よろしくない。その意味において、私は、将来の改善を要求すると同時に、はつきり反対を質問のあとにつけて加えて、私の質問を終わります。

○久野委員長 他に質疑はございませんか。——なければ、これにて質疑は終局いたしました。

○久野委員長 他に質疑はございませんか。——なければ、これにて質疑は終局いたしました。

○久野委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○久野委員長 次は、参議院提出、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますのでこれを許します。山中(吾)委員 提案者にお聞きいたします。

○山中(吾)委員 提案者にお聞きいたします。

参議院のはうでこの産休法案が委員長提案によって成立して衆議院へ送られてきたわけですが、こういう適切な法案が委員長提案によって出されたことはまことにけっこうであります。敬意を表します。現実には女教師が産前産後で休むときに、やはり十分に補助教員がなければ、どこか心理的に不安を感じて安心して休めないという現実によって皆さんでお考えになったと思うわけでありまして、定員については行政的のどの程度確保するという答弁を政府から得られておるのか、それをはつきりお聞きしておきたい。

○豊瀬参議院議員 御質問、実習助手の問題ですね。参議院において審議します過程におきまして若干政府に対する質問も行なわれましたが、小中学校の一般の教員とは異なりまして、費用の問題につきましては、都道府県の負担であることは御承知のとおりであります。総数におきまして、出現率を算定いたしましたも大体年間四十名程度と算定しているわけでありまして、そういう点から、新たにこの法案が通りますと、三十九年度の定員の中に新たな措置を加える必要はないじやなからうか、このように考えているわけですか。したがって、提案いたしました側としても、審議を通して新たな定員の措置については、文部省側に対してただしておりません。

○山中(吾)委員 各県の教育委員会が毎年予算を請求するときに、産前産後に必要な補充教員何名という定員を出して予算を通さなければ女教師は安心しない。したがって、文部省のはうで予算編成をするときに、産前産後の補助教員は本年度全国で何名ということ、この法案が通っても実質的な意味がないと思ふので、この点について政府に確認を得られたのかどうか。得られなければ大臣に聞きます。

○豊瀬参議院議員 従前の産休法の適用につきましては、文部省の予算措置としては、毎月二千八百名が出産をするという予定で定員の中に組んでおります。これが各県の一応の基準となりまして、各県は各県における例年の出現率を算定いたしまして、年度当初に産休補助教員の予算を組んでいることは御承知のとおりでございます。ところが、今回の補助教員を新たに追加するという問題は、先ほど御説明いたしましたように、国の場合にはわずかに女子が二名程度で、これは一応該当者は、バーセンテージをかけますとゼロと見てよいと思うのです。ただ都道府県から採用申請の教員につきましては、それは四十名ですから、各県平均しても一名弱です。たとえば福岡県のごときは年間六百名程度の産休補助教員を見ておりますが、そのうちで一名を、新たにこの法案が通ったからといって、各都道府県の予算定員の中に実習助手を補助教員の分として算定する必要があるのではありませんか、このように考えているわけであり

○山中(吾)委員 その点は技術的に差しつかえないというふうなことでありますけれども、その辺大臣のほうでは、産前産後の補助教員について年々実績にかんがみて十分予算措置をする、こういうことについては間違いございませんか。

○福田政府委員 私からお答え申し上げます。ただいま提案者からお答え申し上げますように、小・中学校につ

きましては、産休代用教員の数を年間大体二千八百人程度を考えているのであります。それについては代用措置をいたしたいと思ひます。それについて、先ほど御説明いたしましたように、実習助手につきましては、現在、これは昨年五月現在の数字でございしますが、二千百人、二千八人程度、これが全部実習助手として働いておるわけではございせん、約半数程度は図書館その他の事務に従事しているものがございます。しかし、いずれにいたしましても、二千八人程度の職員が、そのうちで産休法の適用を受ける該当見込み数として、大体一・八%程度の人数で、四十人程度と見込まれております。したがって交付税でそういう財源措置をするわけでございしますから、提案者から御説明がありまして、特にこの定数をこのために増してやるという事は今年度においては起こらないと思ひます。

○山中(吾)委員 それで心配なければいいわけです。次に、十分に女教師に権利を与えて休ませますと、学校長というのは女教師を採用しない。休まれては困るというので、敬遠をするという現実があるわけです。それでどういうふうに女教師を保護する法律ができるか、現実において学校経営の中で、中にはひどい校長は、一つの学校に女の先生が七、八人おると、一べんに子供が生まれると困るから、こしはおまえは生むな、次はおまえだ、そういう順序で制限する校長がおる。これはほんとうです。その校長はある意味においては教育熱心だ。休まされると、子供が犠

牲になるからという。そういう考えが出たら、これは人権問題だ。そこでこの補助教員の制度というのは非常に重要で、これは政府が先に出すべき法案なんだ。議員が先に出すなというの

は面目ないと思う。その点は、執行面について行政指導の中で女教師のそういう立場を守るように措置願わなければ、この法律ができたけれども、女教師は依然として敬遠をされるという点が出るわけです。夏期手当の問題にしても、女の先生は、生理休暇や産前産後の休暇で休むから、手かげんをして少なくするという現実がある。ところが、子供を生むという原因は、男が与えているのです。女の責任じゃないのです。文部大臣がもし女教師ならば

休ますという責任はやっぱり男が原因を与えているんですから、間違いないようにしてください。われわれ男子がそういう意味で産前産後の補助教職員法をつくったということは、その責任の一端を果たしたと思ひますけれども、現実の管理行政その他についてもまじめに通牒を出してもらいたい。それぐらいの執行面について配慮をお願いしたい。最後に大臣にその執行面について考えを承って、終わりたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 実情について非常に詳しくお話を伺ひまして、私も非常に参考になりました。この法律案が制定せられることになりましたれば、女子教員に与える影響もきわめて喜ばしいものがあるかと思ひます。われわれとしまして、法律案の御制定の趣旨を体しまして、今後地方の教育委員会等の指導に当たってまいりたいと存じます。

○久野委員長 他に質疑はございせんか。なければ、これにて質疑は終局いたしました。

○久野委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久野委員長 本日の請願日程の請願全部を議題とし、審査に入ります。本日の請願日程に掲載されております請願は二百八十三件でございます。これらの諸請願につきましては、先刻の理事会において御検討願ひましたので、紹介、説明、質疑、政府の所見聴取等は省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

日程第一ないし第二四、第二六ないし第四一、第四三、第四四、第四六、第五〇ないし第八〇、第八二ないし第一二八、第一三二ないし第一三五、第

一三九、第一四一ないし第一六〇、第一六四ないし第二二四、第二三二ないし第二三五、第二三八ないし第二四三、第二五〇ないし第二五三、第二五五ないし第二七一及び第二七四ないし第二八三、以上二百四十八件の各請願は、いずれもその趣旨を要當なりと認め、採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久野委員長 なお、本委員会に参考のため送付されました陳情書は全部で四十九件でございます。念のため御報告申し上げます。

○久野委員長 次に、閉会中審査申し出の件についておはかりいたします。

先刻の理事会において御協議願ひましたとおり、本委員会といたしましては、閉会中なお学校警備員の設置に関する法律案(三木喜夫君外八名提出、衆法第二二二号)、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二名提出、衆法第三三三号)、学校給食法の一部を改正する法律案(小平忠君

外一名提出、衆法五一号)、文教行政の基本施策に関する件、学校教育に関する件、社会教育に関する件、体育に関する件、学術研究及び宗教に関する件、国際文化交流に関する件及び文化財保護に関する件、以上の各案件につきましまして議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

○久野委員長 次に、委員派遣承認申請の件についておはかりいたします。閉会中審査案件が本委員会に付託され、委員派遣の必要が生じた場合には、派遣委員の人数、氏名、派遣地、期間並びに証人申請の手続等につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○久野委員長 次に、参考人出席要求の件についておはかりいたします。閉会中審査にあたり参考人から意見を聴取する必要がある場合には、その期日、人選その他所要の手続につきましましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○久野委員長 次に小委員会設置の件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になりました場合、今会期中調査のため設置いたしました文化財保護に関する小委員会につきましては閉会中もお引き続き存置し、調査を進めたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長につきましては従前どおりとし、委員の異動に伴う小委員の補欠選任並びに参考人より意見を聴取する必要が生じた場合には、その期日、人選その他所要の手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時一分散会

文教委員会議録第三十二号中正誤

ペシ段 行 誤 正

七五 三とこ こと

